

「学び合い」学び続ける「ふじの人」づくり

富士市生涯学習人材バンク

をご利用ください！

問い合わせ
社会教育課

(富士市教育プラザ内)

☎(55)0560
☎(55)0561

生涯学習人材バンクは、「何か新しいことを学びたい人」と「自分が学んだことを伝えたい人」を結び場です。

※私塾・販売・宗教・政治活動目的での登録・利用はできません。

講師を依頼したい

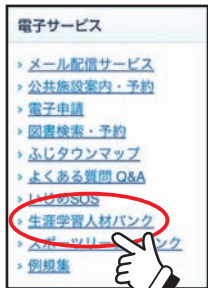
対象

市内在住・在学・在勤で、市内で活動する個人・団体

利用の流れ

- 1 市ウェブサイト「くらしと市政」トップページ右下にある電子サービス「生涯学習人材バンク」から、興味のある分野の講師を探す
- 2 依頼したい講師がいたら、社会教育課に連絡し、講師の連絡先を聞く
- 3 講師と、日時・場所・講師料などを交渉（必要経費は、利用者が負担）
- 4 活動を実施
- 5 活動終了後、1か月以内に「利用報告書」を社会教育課に提出

▼市ウェブサイト「くらしと市政」右下



クリック!

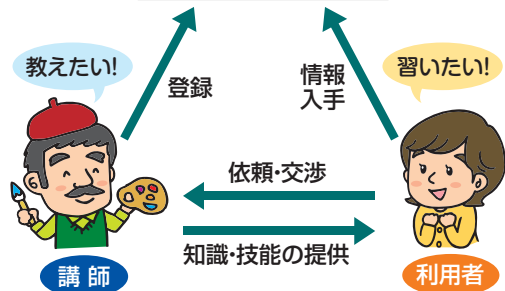
対象

市内で活動できる個人・団体

講師登録の流れ

- 1 登録申込書（社会教育課で配布、市ウェブサイトでもダウンロード可）に必要事項を記入・押印し、直接社会教育課に提出
- 2 登録完了後、市ウェブサイトに講師情報を公開
- 3 講師の依頼を受けたら、利用者と条件を確認後、講座などの活動を実施
- 4 活動終了後、1か月以内に「活動報告書」を社会教育課に提出

富士市生涯学習人材バンク



【生涯学習人材バンクの仕組み】

富士市消防団協力事業所表示制度を推進しています

多くの消防団員は被雇用者です。そのため、消防団員を雇用する事業所には、消防団活動への理解と協力が求められます。そこで、勤務時間中の消防団活動への理解や入団促進など、事業所の消防団への協力が社会貢献として広く認められるよう、富士市消防団協力事業所表示制度を推進しています。

◆認定事業所になるための要件

(次のいずれかを満たすこと)

- ・従業員が消防団員として相当数入団している
- ・消防団活動に積極的に協力している
- ・災害時に事業所の資機材を消防団に提供するなどの協力をしている
- ・地域における消防防災体制の充実強化に寄与している

認定された事業所に、**消防団協力事業所表示証**を交付します。消防団協力事業所表示証は、事業所の敷地や建物、パンフレット、チラシ、ウェブサイトなどに掲示・掲載できます。



◆消防団協力事業に対する優遇措置

- ・市ウェブサイト、消防団日より、そのほかパンフレットなどに事業所名を掲載
- ・建設工事競争入札参加者の格付け（10点加点）
- ・事業税額の2分の1に相当する額を控除（限度額100万円）

※県への申請が必要です。

◆市内の認定事業所

(平成28年12月1日現在)

- 富士市農業協同組合、富士トラック(株)、(株)三和工務店、足場屋勇仁、(有)佐野商事、佐野晶彦(不動産賃貸業)、平松建築、深沢消防産業(株)、(株)川嶋組、佐藤昼店、(有)くろがねや、影山モーターズ、田中豊工業、(資)堀野紙工、(有)増田製袋、三角屋(有)、名花堂、三晃堂鍼灸治療院、中島工業所、潮屋、(株)するが蕎、(株)大善工務店、(有)池田自動車工業、山本土建、(資)山田運送店、桑原左官工業、静岡日野自動車(株)、富士営業所、シンセラ環境サービス(株)、(有)大塚技研第2工場、(有)飯田電設、竜陽商会、(株)西尾組、(株)タイヤ館富士、(株)佐野総業、遠藤建設(株)、渡邊農園、サンコー防災(株)、税理士法人IBS富士事務所、(株)加々美、(株)司技研、洒落一

【全41事業所・順不同】

問い合わせ／消防本部消防総務課
☎(55)2852 ☎(53)4633